

令和8年度 地震検出装置点検業務委託仕様書

本仕様書は、磐田市水道事業（以下「甲」という。）が委託する地震検出装置点検業務（以下「業務」という。）において受託者（以下「乙」という。）が、その実施に必要な事項を定めるものとする。なお業務は、6月に実施する定期点検業務と12月の通常点検業務に分類される。

1. 業務の目的

本業務は、設置された地震検出装置（以下「装置」という）の機能維持および故障の早期発見を目的に専門技術者による点検を実施し、大規模地震等の発生時に確実な作動を確保することを目的とする。

2. 業務の期間

本業務の契約期間は、契約日の翌日から令和9年1月31日とする。ただし点検は、6月に定期点検、12月に通常点検を実施する。

3. 業務の対象施設と装置形式

業務は、次の施設における甲が指定する機器を対象とする。

- ① 藤上原配水場 藤上原133-15 中部精機株式会社製(SCF-1A)
- ② 匂坂配水場 匂坂中306-1 中部精機株式会社製(SCR-D)
- ③ 向笠西配水場 向笠西676-9 中部精機株式会社製(SDN-D)
- ④ 見付配水場 見付2262 中部精機株式会社製(SDN-D)
- ⑤ 長池配水場 大原3978-3 中部精機株式会社製(SCF-2D)
- ⑥ 福田中島第二配水場 福田中島3589-2 中部精機株式会社製(SCF-2D)
- ⑦ 豊浜配水場 豊浜533 中部精機株式会社製(SCF-2D)
- ⑧ 豊岡配水場 豊岡2965-1 中部精機株式会社製(SCF-2D)
- ⑨ 高見丘配水場 高見丘992-1 中部精機株式会社製(SCF-2D)
- ⑩ 小立野配水場 小立野66-1 中部精機株式会社製(SCF-2D)
- ⑪ 社山配水場 社山437-4 中部精機株式会社製(SDN-D)

なお、対象施設の位置は、別紙「施設位置図（資料1）」を参照のこと

4. 業務の内容

(1) 通常点検

通常点検の内容は、次のとおりとする。なお結果は、乙が作成した記録表へ記録し、甲に提出するものとする。

- ① 装置の周辺における振動発生源や転倒物等の存在
- ② 電源表示ランプの点灯

- ③ 表示機器の内容
- ④ その他目視により把握できる異常の存在
- ⑤ 水平調整
- ⑥ 外観・構造確認
- ⑦ 動作確認
- ⑧ 絶縁抵抗の測定
- ⑨ 乾燥剤等の交換

(2) 定期点検

定期点検の内容は、次のとおりとする。なお結果は、乙が作成した記録表へ記録し、甲に提出するものとする。

- ① 装置の周辺における振動発生源や転倒物等の存在
- ② 電源表示ランプの点灯
- ③ 表示機器の内容
- ④ その他目視により把握できる異常の存在
- ⑤ 水平レベルの確認及び必要な水平調整
- ⑥ 外観・構造確認
- ⑦ 動作確認
- ⑧ 絶縁抵抗の測定
- ⑨ 乾燥剤等の交換
- ⑩ 装置内部の点検・調整
- ⑪ 疑似信号の印加試験
- ⑫ 連動設備の動作確認
- ⑬ 記録データの健全性確認
- ⑭ 必要な部品の交換

(3) 緊急を要する不良箇所を確認した場合は、直ちに甲へ報告し対応の指示を受けることとする。また、これによらない修繕箇所を発見した場合は、現況・原因・処置及び修繕案等を業務完了後に提出する報告書に明細に記載すること。

5. 適用

業務は、本仕様書及び契約書に従い履行しなければならない。なお当該規定によらない不測の事態や疑義が生じた場合は、速やかに甲乙の協議により対応を定める。

6. 法令の遵守と個人情報及び守秘義務

乙は、業務の履行に当たり関連する諸法令及び条例等を順守しなければならない。

(1) 個人情報の保護

乙は、業務で知り得た市民・市職員等に関する個人情報の取り扱いについて、漏えい・紛失・毀損の防止等の適切な管理に必要な措置を「個人情報の保護に関する法律

(平成15年法律第57号)」及び「磐田市個人情報の保護に関する法律施行条例」の他関連法令に準拠して講じるものとする。併せて本業務に係る情報資産の安全性を確保しなければならない。

(2) 秘密の保持

業務に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、業務上知り得た一切のことについて第三者に漏らしてはならない。

7. 公益確保の義務

乙は、業務の履行に当たり公共の安全、環境その他の公益を害することの無いよう努めなければならない。

8. 事故や緊急事態等の対応

乙は、業務に関する事故等が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる情報を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

9. 提出書類

乙は、業務の履行において甲の指定する期日までに次の書類を提出し承認を得なければならない。このとき提出数量及び形態等は、甲が指定するものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務責任者選任通知書
- (3) 業務従事者名簿
- (4) 業務計画書
- (5) 業務結果報告書（データ表含む）
- (6) 業務状況写真
- (7) その他甲が必要と認めるもの

10. 受託の体制

(1) 人員の配置

乙は、電気事業法その他関係法令の遵守、個人情報保護、守秘義務の徹底することに加え、市民に対するマナー等の接遇に関する能力を有する次に掲げる人員体制を確保すること。ただし、業務責任者が業務従事者を兼任することを妨げない。

① 業務責任者

水道施設等における地震検出装置定期点検に関する知識と経験を有し、かつ本業務の内容及び地震検出装置や関係法令等に精通し、業務従事者の指揮監督を含む業務全体の管理監督を行う。

② 業務従事者

本業務の実務を行う。

(2) 身分の証明

乙は、従事者等へ身分等を明らかにする装備を身につけさせるとともに、乙の発行する身分証明書を常時携帯させること。

(3) 安全衛生管理

乙は、労働安全衛生法及びその他関係法令の定めるところにより常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。

11. 経費の負担

乙は、本業務に必要とする次の経費を負担する。

- ① 移動に関する経費（車両費・燃料費等を含む）
- ② 測定機器、備品及び事務用品に関する費用
- ③ 印刷・製本に関する費用
- ④ 通信・運搬に関する費用
- ⑤ 乾燥剤等の交換に関する費用
- ⑥ 仕様書や契約書に特段の明記のないものであっても、乙が業務の範囲と認めるものについては、乙の負担とする。
- ⑦ 上記①から⑥に該当しない費用が発生した場合は、甲乙の協議により負担を決定する。

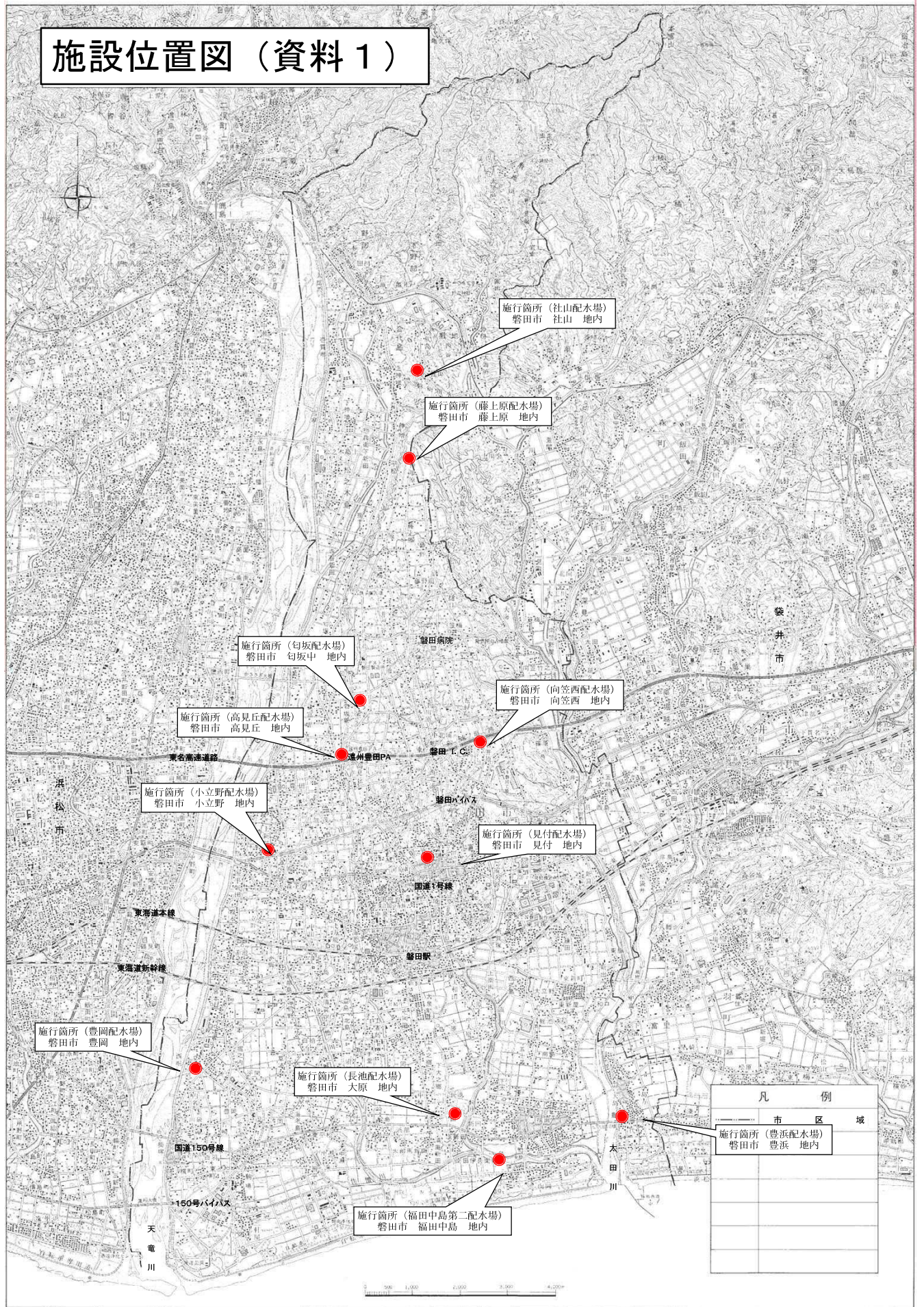
12. その他

- (1) 本仕様書は、本業務委託の履行に際し最低限の必要事項を掲載したものであり、本仕様書に掲載のない事項について乙の新たな提案を否定するものではない。
- (2) 乙が業務の円滑な履行に対し疑義等が生じた場合は、都度甲と協議するものとする。この協議に関する記録は、乙が速やかに書面で作成して甲に確認を求める。
- (3) 本業務で得られた成果物の所有権・著作権及び利用権は、甲に帰属するものとする。このため乙は、著作権を行使できない。

13. 本仕様書に定めのない事項

本仕様書に定めのない事項は、甲乙が都度協議のうえ決定する。

施設位置図（資料1）



凡 例		
	市 区 域	
	施行箇所（豊浜配水場）	磐田市 豊浜 地内

